

住宅宿泊管理業者が届出住宅に赴くまでにかかる時間及び手段等

年 月 日

1 届出住宅の概要

(1) 商号、名称又は氏名	
(2) 住宅の所在地	

2 委託する住宅宿泊管理業者（住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業者である場合において、当該住宅宿泊事業者が自ら当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行うときは、その者。以下同じ。）の概要

(1) 商号、名称又は氏名	
(2) 住所	
(3) 登録年月日	
(4) 登録番号	
(5) 営業所又は事務所の名称	
(6) 営業所又は事務所の所在地	

3 委託する住宅宿泊管理業者が住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 10 条に規定する苦情等への対応を他の者に再委託する場合は、その者の概要

(1) 商号、名称又は氏名	
(2) 住所	
(3) 営業所又は事務所の名称	
(4) 営業所又は事務所の所在地	

- 4 委託する住宅宿泊管理業者又は委託する住宅宿泊管理業者が住宅宿泊事業法第 10 条に規定する苦情等への対応を再委託する者（以下「再委託者」という。）が届出住宅に赴くまでにかかる時間及び手段

届出住宅に赴くまでにかかる時間	届出住宅に赴く手段

- 5 委託する住宅宿泊管理業者又は再委託者が届出住宅に赴くまでの経路図

